

振興センター等消防設備保守点検業務仕様書

1 点検実施者

消防用設備に応じた点検資格を有し設備を熟知している消防設備士又は消防設備点検資格者に点検を行わせること。

2 業務対象施設

別紙 振興センター等消防設備保守点検業務施設一覧表のとおり

3 業務内容

(1) 点検

- ① 消防法に基づき、機器点検及び総合点検を実施すること。
- ② 各点検の際には、各施設の防火管理者立会いのもとで行うこと。
- ③ 点検の時期の日程は、各施設の指定管理者と協議して定めること。

(2) 報告

- ① 点検終了後は、点検結果報告書を作成のうえ、花巻市地域振興部地域づくり課（以下「市担当課」という。）に1部提出すること。
- ② 報告書には、点検の内容及び不良であった設備の箇所と状態を具体的に記入すること。
- ③ 報告書には、各設備の点検作業が分かる写真をそれぞれ最低1枚以上添付すること。
- ④ 点検の結果、不良であった箇所については、市担当課から修繕に係る見積依頼があった場合は、修理・改修方法及び修理費を検討のうえ提出すること。
- ⑤ 消防長（又は消防署長）への点検報告が義務付けられている防火対象物について、報告の時期に該当している場合は、報告書等を作成のうえ当該機関へ提出すること。

(3) 保守内容

- ① 各施設の防火管理者が行う保守業務を補佐すること。
- ② 火災その他により消防用設備等が作動した場合、又は異常等が発見された場合には、早急に出向いて適切な処置をとり、市担当課に報告すること。

4 法令の遵守

消防法その他の関係法令に従い業務を実施すること。

5 その他

業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、市担当課と協議のうえ進めること。

別紙 振興センター等消防設備保守点検業務施設一覧表

No.	名 称	所 在 地
1	松園振興センター	花巻市松園町4番地3 花巻市技術振興会館内
2	花北振興センター	花巻市四日町一丁目1番27号
3	花巻中央振興センター	花巻市花城町1番30号
4	花南振興センター	花巻市南城57番地
5	湯口振興センター	花巻市円万寺字堰田53番地1
6	湯本振興センター	花巻市湯本第4地割31番地8
7	矢沢振興センター	花巻市高木第19地割24番地14
8	宮野目振興センター	花巻市西宮野目第6地割172番地
9	太田振興センター	花巻市太田第32地割163番地3
10	笹間振興センター	花巻市北笹間13地割74番地1
11	内川目振興センター	花巻市大迫町内川目第36地割85番地 内川目地区農村環境改善センター内
12	外川目振興センター	花巻市大迫町外川目第27地割107番地5
13	亀ヶ森振興センター	花巻市大迫町亀ヶ森第7地割12番地1
14	好地振興センター	花巻市石鳥谷町好地第8地割78番地3 石鳥谷国際交流センター内
15	大瀬川振興センター	花巻市石鳥谷町大瀬川第10地割45番地2
16	八日市振興センター	花巻市石鳥谷町大興寺第8地割157番地4 八日市いきいき交流館内
17	八幡振興センター	花巻市石鳥谷町八幡第23地割147番地
18	八重畑振興センター	花巻市石鳥谷町猪鼻第7地割30番地1 八重畑定住促進センター内
19	新堀振興センター	花巻市石鳥谷町新堀第40地割27番地2
20	小山田振興センター	花巻市東和町北川目2区289番地 東和高齢者コミュニティセンター内
21	成島振興センター	花巻市東和町北成島5区78番地1
22	浮田振興センター	花巻市東和町上浮田5区140番地 浮田集会所内
23	谷内振興センター	花巻市東和町館迫5区22番地
24	田瀬振興センター	花巻市東和町田瀬14区137番地
25	花北地区社会体育館	花巻市本館64番地
26	花南地区社会体育館	花巻市南城198番地1
27	湯口地区社会体育館	花巻市円万寺字堰田52番地
28	湯本地区社会体育館	花巻市湯本第3地割79番地
29	矢沢地区社会体育館	花巻市高松第5地割42番地1
30	宮野目地区社会体育館	花巻市西宮野目第6地割353番地6
31	宮野目体育センター	花巻市西宮野目第6地割353番地11
32	太田地区社会体育館	花巻市太田第31地割292番地2
33	西南地区社会体育館	花巻市横志田6地割142番地8
34	花巻市自然休養村センター	花巻市円万寺字堰田52番地